

令和6年度施策評価シート（評価対象年度：令和5年度）

基本政策【分野】	みんなの力で進める持続可能なまちづくり 【市民・行政分野】	施策	32_人権・男女共同参画	所管部長 取りまとめ所属	市民生活部長 人権・広聴相談課		
施策の内容	人権啓発や人権教育等の推進により、市民が互いの人権を尊重できる環境の充実を図るとともに、犯罪被害者等に対する相談窓口の充実や関係機関と連携した支援制度の構築に努めます。また、性別に関わらず対等な立場で働き、暮らすことができる環境を整えるため、男女共同参画に関する啓発などの取組を推進します。						
めざす姿	全ての人が互いに支え尊重し合い、安心して暮らすことができ、自らの意思によって積極的に社会参画し様々な分野で活躍しています。						
重点事業	人権意識啓発事業	犯罪被害者等支援事業					
施策構成事業	人権意識啓発事業費	犯罪被害者等支援事業費		男女共同参画推進事業費			
評価							
進捗評価	順調	評価の判断理由	市民意識調査では、人権について考えたことがある市民の割合はほぼ横ばい、犯罪被害者等の相談窓口の認知度は向上しましたが、一方では、各種審議会等の女性登用率が低下しています。施策構成事業については、計画どおりに実施できたことから、施策全体としては、順調に進捗していると判断します。				
施策推進上の課題・環境変化	すべての人が安心して、自由で平和に暮らせる社会の実現には、一人ひとりの人権意識の高揚が必要ですが、一朝一夕で身につくものではありません。LGBTQなど多様性の理解や様々なハラスメントなど、多様化・複雑化する人権問題に適切に対応するためには、総合的かつ継続的に人権施策を推進していく必要があります。						
評価の経過	令和5年度 順調	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度		
施策推進の方向性							
方向性	継続						
総評・今後の施策推進方針	施策は順調に進捗していますが、引き続き伊勢原市人権施策推進指針（改定版）に基づき、人権を尊重するまちづくりのため、人権啓発の推進や相談支援の充実といった基本的施策を推進していきます。また、男女共同参画や犯罪に関わる人権侵害、インターネット等による人権侵害といった12の分野別施策についても、市民参画による人権施策の点検・評価や庁内推進体制による課題の検討、職員人権研修を実施しながら、人権擁護委員会等の各団体と協力して総合的に人権施策を推進していきます。						
成果指標							
成果指標名	現状値	R 5 実績値	R 6 実績値	R 7 実績値	R 8 実績値	R 9 実績値	R 9 目標値(方向性)
各種審議会等の女性委員の割合							
市が設置する各種審議会等の委員総数に対する女性委員数の割合	①39.6%	①34.4%					いずれも40%以上 60%以下
①法律・条例に基づく附属機関及び要綱に基づく審議会等	②33.3% (R4)	②28.2%					
②法律・条例に基づく附属機関							
人権について考えたことがある市民の割合							
市民意識調査で「ある」「どちらかといえばある」と回答した人の割合	48.4% (R4)	48.3%					↗
犯罪被害者等のための相談窓口を知っている市民の割合							
市民意識調査で「知っている」と回答した人の割合	9.8% (R4)	12.2%					↗

重点事業の取組内容			
事業名	人権意識啓発事業		
事業内容	性的マイノリティや事実婚のカップルの生きづらさや困難の解消を図るため、パートナーシップ宣誓制度を運用します。また、市民が人権に対する理解を深められるよう、人権啓発講演会の開催など、人権啓発活動を実施します。		
取組工程	項目	令和5年度	
		計画	実績
	パートナーシップ宣誓制度の運用	運用開始	運用開始
	人権啓発・人権相談の実施	講演会の開催／人権擁護委員による相談 等	継続実施
令和5年度取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ●7月1日からパートナーシップ宣誓制度の運用を開始し、様々な媒体を活用し市民・団体など幅広く周知し、性的マイノリティをテーマに講演会を行いました。また、利用者の利便性向上のため6市1町1村と自治体間連携を協定しました。 ●犯罪被害者等が置かれている状況や二次被害、再被害について、市民等の理解を深めるため、人権啓発講演会の開催のほか、人権相談などを実施しました。 		
事業名	犯罪被害者等支援事業		
事業内容	犯罪被害者等を支える地域社会の実現をめざすため、ワンストップの総合的対応窓口の設置による相談支援や日常生活等に対する財政的な支援を実施します。また、犯罪被害者等を取り巻く状況や支援体制の普及啓発に努めるため、様々な手法による広報活動を実施します。		
取組工程	項目	令和5年度	
		計画	実績
	総合的対応窓口の運用	総合的対応窓口の設置・運用	総合的対応窓口の設置・運用
	日常生活等に対する支援の実施	支援事業の実施	支援事業の実施
	市民等への普及・啓発活動の実施	ホームページの開設／パネル展示	ホームページの開設／パネル展示
令和5年度取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ●市民相談窓口を犯罪被害者等支援窓口として設置、運用しました。また、犯罪被害者等支援条例に基づく支援制度を6月1日から開始し、支援事業を実施しました。市ホームページ内に「犯罪被害者等支援」について公開し、人権啓発講演会開催時にポスターを掲示しました。 		
重点事業以外の取組内容			
令和5年度主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画推進サポーター制度を令和6年度に開始するため、調査研究や準備を行いました。人権施策推進委員会による人権施策や男女共同参画推進委員会による男女共同参画施策の点検・評価を実施しました。講演会や講座などを実施し、強化週間を活用したパネル展など様々な啓発活動を行いました。 		